

リスク管理について

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるようにリスクを統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

内部統制について

当金庫では、業務の健全性及び適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

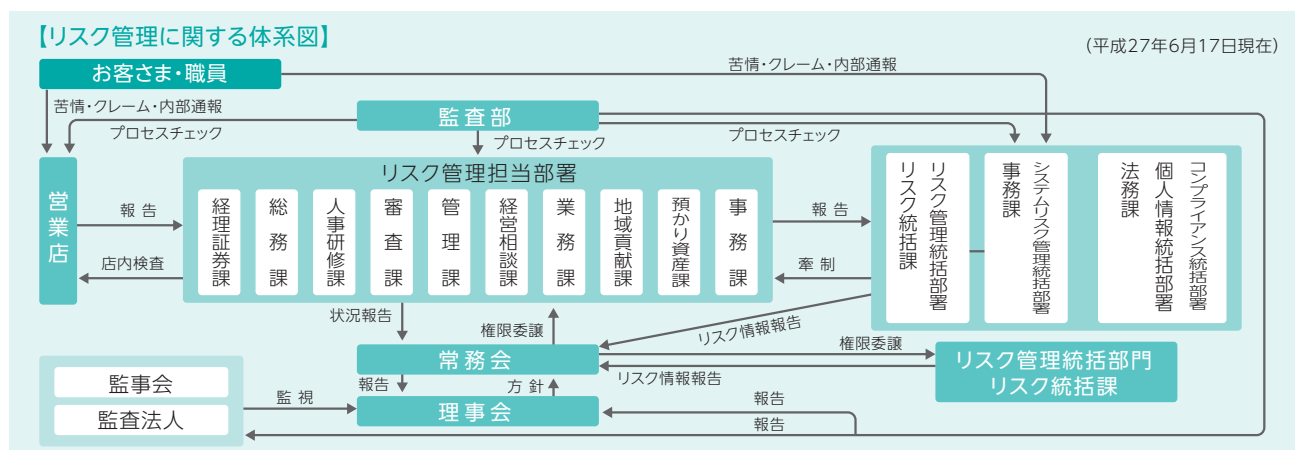
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 ③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制 ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制 ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 <p>※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことを言います。</p> |
|--|---|

業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。 当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。	
市場リスク	市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスク及び流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。 当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同センターで管理・運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部法務課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しています。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっています。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。
人的リスク	人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公平、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。 当金庫では、人材の確保及び人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。	

統合的なリスク管理を行うための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しています。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めています。



自己資本比率規制(第3の柱)による開示

自己資本比率規制(バーゼルⅢ(国内基準))による開示は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示8号)」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのある第3の柱における、「標準的手法」「国内基準」に基づき開示しております。

第1の柱

最低所要自己資本比率

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測をより精緻化するという点が最も大きな特徴です。また、この分母には、オペレーショナル・リスク(オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額)が含まれております。

$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目 - コア資本に係る調整項目)}}{\text{信用リスク・アセットの合計額 + オペレーショナル・リスク}} \geq 4\%$$

第2の柱

金融機関の自己管理と監督上の検証

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることなどが求められております。

第3の柱

市場規律

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計測手法等について以下の情報開示が求められております。

①自己資本の構成に関する開示 ②定性的な開示 ③定量的な開示

①自己資本の構成に関する事項

●自己資本の構成に関する事項	26
----------------	----

②定性的な開示事項

●自己資本調達の手段の概要	27
●自己資本の充実度に関する評価方法の概要	27
●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)	28
●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	31
●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32
●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32
●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	33

③定量的な開示事項

●自己資本の充実度に関する事項	27
●信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	28
●信用リスク削減手法に関する事項	31
●出資等エクスポージャーに関する事項	32
●金利リスクに関する事項	33

自己資本比率規制(自己資本の構成)による開示

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	平成26年 3月期	経過措置による 不算入額	平成27年 3月期	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,108		9,634	
うち、出資金及び資本剰余金の額	351		350	
うち、利益剰余金の額	8,770		9,298	
うち、外部流出予定額(△)	13		13	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	271		242	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	271		242	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,379		9,876	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	—	4	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	—	4	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	143	—	154	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	148		159	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,230		9,716	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	21,711		25,840	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,220		△2,220	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,220		△2,220	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,138		3,103	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	24,849		28,944	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	37.14		33.57	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

用語解説

- リスク・アセット** リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
- 自己資本比率** 自己資本の額÷リスク・アセット等の額の合計額

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

1.自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている普通出資金及び利益剰余金等により構成されております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、特別積立金への積上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積上げを基本的な方針としております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	平成26年3月期		平成27年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	21,711	868	25,840	1,033
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,931	957	28,061	1,122
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	230	9	260	10
我が国の政府関係機関向け	162	6	212	8
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,890	195	3,588	143
法人等向け	8,702	348	11,960	478
中小企業等向け及び個人向け	2,047	81	2,596	103
抵当権付住宅ローン	667	26	574	22
不動産取得等事業向け	199	7	145	5
3ヵ月以上延滞等	138	5	68	2
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	344	13	336	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	31	1	5	0
出資等のエクスポージャー	31	1	5	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,514	260	8,311	332
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー	3,700	148	3,700	148
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	334	13	334	13
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4	0	4	0
上記以外のエクスポージャー	2,474	98	4,271	170
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,220	△88	△2,220	△88
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,138	125	3,103	124
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	24,849	993	28,944	1,157

- (注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- オペレーショナル・リスク相当額
(基礎的手法)の算定方法

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
- 5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

用語解説

- 所要自己資本** 各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)
- エクスポージャー** リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- 抵当権付住宅ローン** 自己資本比率規制においては、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第一順位かつ担保評価が十分満たされているものを指しています。
- 不動産取得等事業者** (代表的な解釈は)不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
- オペレーショナル・リスク** 金庫の業務上において不適切な処理などで生じる事象により損失を受けるリスクのことを指しています。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等によって生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。

3.信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要リスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「貸出事務取扱規程」「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクを抑制するための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクを計測するため、大口与信先10先に対する未保全額を用いて信用リスク量を計測し、信用リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。また、一連の信用リスク管理の状況については、ALM委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に報告する態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準に関する規程」及び「償却・引当基準に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、実質破綻先及び破綻先については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引当しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- (株) 格付投資情報センター (R&I)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- (株) 日本格付研究所 (JCR)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(業種別)

(単位:百万円)

業種区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券			
		平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
製造業		3,996	3,580	3,795	3,580	200	—	327	—
農業、林業		1,998	1,990	1,998	1,990	—	—	36	44
漁業		198	190	198	190	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		539	555	539	555	—	—	71	40
建設業		3,408	3,694	3,408	3,694	—	—	39	21
電気・ガス・熱供給・水道業		18	1	18	1	—	—	—	—
情報通信業		9	15	9	15	—	—	—	—
運輸業、郵便業		397	368	223	261	174	107	3	—
卸売業、小売業		3,155	3,268	3,155	3,268	—	—	46	22
金融業、保険業		5,396	4,895	2,694	2,794	2,701	2,101	—	—
不動産業		4,066	8,245	4,066	8,245	—	—	100	92
物品賃貸業		820	840	820	840	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		84	90	84	90	—	—	—	—
宿泊業		48	65	48	65	—	—	—	—
飲食業		381	378	381	378	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		655	812	655	812	—	—	—	—
教育、学習支援業		7	5	7	5	—	—	—	—
医療、福祉		335	357	335	357	—	—	—	—
その他のサービス		749	839	749	839	—	—	5	—
国・地方公共団体等		65,188	68,391	13,470	12,761	51,717	55,629	—	—
個人		6,694	7,107	6,694	7,107	—	—	42	35
	業種別合計	98,150	105,698	43,355	47,861	54,794	57,837	673	256

- (注) 1. 貸出金には、未収利息、貸出金に準じる仮払金を含んでおります。
 2. コミットメントとは、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規程された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する当座貸越契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高です。
 3. オフ・バランス取引には、債務保証及び代理業務貸付を含んでおります。
 4. 債券には、ユーロ円債を含んでおります。
 5. 債券には、未収利息を含んでおります。
 6. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 ※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

〈残存期間別〉平成27年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
貸出金	18,300	5,258	7,016	3,159	8,975	1,680	44,391
有価証券	3,150	6,214	6,914	12,177	29,260	16	57,734
国債	1,554	2,900	3,409	2,400	3,400	—	13,664
地方債	799	2,201	2,599	4,348	19,547	—	29,496
公社公団債	595	613	506	5,427	5,313	—	12,456
金融債	200	500	400	—	—	—	1,100
その他社債	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	1,000	—	1,000
株式	—	—	—	—	—	3	3
投資信託	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	13	13

〈残存期間別〉平成26年3月期

(単位:百万円)

項 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
貸出金	14,817	7,260	5,297	3,642	6,929	1,969	39,917
有価証券	3,186	6,258	7,342	10,141	27,750	32	54,711
国債	1,181	2,760	3,910	2,400	3,400	—	13,653
地方債	599	2,102	2,399	7,497	13,021	—	25,620
公社公団債	904	895	632	244	9,828	—	12,505
金融債	200	500	400	—	—	—	1,100
その他社債	300	—	—	—	—	—	300
外国証券	—	—	—	—	1,500	—	1,500
株式	—	—	—	—	—	27	27
投資信託	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	4	4

(注) 各項目は、未収利息を含んでおりません。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

41ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
製造業	302	387	387	135	1	255	300	132	387	135	—	0
農業、林業	195	121	121	122	65	—	130	121	121	122	—	—
漁業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	125	115	115	123	—	5	125	109	115	123	—	—
建設業	293	122	122	84	154	11	139	111	122	84	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4	5	5	1	—	3	4	2	5	1	—	—
卸売業、小売業	75	134	134	120	15	7	59	127	134	120	0	3
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	77	72	72	66	9	—	67	72	72	66	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7	7	7	8	—	—	7	7	7	8	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	0	0	—	—	—	3	0	0	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	58	51	51	49	—	—	58	51	51	49	—	—
その他のサービス	7	7	7	6	—	—	7	7	7	6	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	157	162	162	152	—	2	157	159	162	152	—	—
合 計	1,311	1,190	1,190	872	247	285	1,064	905	1,190	872	0	3

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成26年3月期		平成27年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	59,270	—	61,007
10%	—	16,111	—	16,042
20%	1,377	23,457	609	17,447
35%	—	1,957	—	1,693
50%	100	1,858	—	2,464
75%	—	2,736	—	3,108
100%	—	14,477	—	19,438
150%	—	29	—	—
250%	—	1,482	—	1,482
1,250%	—	—	—	—
合 計	1,477	121,381	609	122,684

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

用語解説

リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いています。

適格格付機関

自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のことを指しています。金融庁長官は適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の採上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務の取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として様似町役場、一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、様似町役場は政府保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は法人等向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成26年3月期	平成27年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,640	1,698	14,135	13,793

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当するものではありません。

6.証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引は投資業務(投資家)があります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、常務会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

また、証券化商品への投資は、有価証券に係る運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、運用対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しております。なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

28ページ記載の適格格付機関をご参照ください。

投資業務(投資家)の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

投資業務にあたり、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

イ.保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当するものではありません。

ロ.保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当するものではありません。

ハ.保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当するものではありません。

7.オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「内部統制基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な各種事務取扱要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制態勢としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情等に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しております。

現状、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

8.出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫の銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものとしては、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫出資金、北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合、北海道オールスターワン投資事業有限責任組合の出資金などが該当します。

このうち、上場株式、株式関連投資信託のリスクの認識については、時価評価及び上場株式時価 $\times\Delta 20\%\times\beta$ 値（個別銘柄のTOPIXに対する感応度を示す指標）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会や常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は「資金運用規程」「有価証券運用計画」のなかで定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。また、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認するなど、投資執行部門（フロントオフィス）に対して牽制が働く体制としております。

なお、当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成26年3月期		平成27年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	29	29	—	—
非上場株式等	343	—	351	—
合 計	372	29	351	—

(注) 投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、一括して上場株式等に含めております。

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成26年3月期	平成27年3月期
売却益	—	6
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成26年3月期	平成27年3月期
評価損益	4	—

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当するものはありません。

自己資本比率規制(第3の柱)による開示

9.金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会では協議検討するとともに必要に応じて常務会、理事会といった経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

内部管理上使用した金利リスクの算定方法

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- 計 測 手 法…ラダー計算方式
- コ ア 預 金…対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)
算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、
以上3つのうち最少の額を上限
満 期：5年以内(平均2.5年)
- 金利感応資産・負債…預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- 金 利 シ ョ ッ ク 幅…99パーセンタイル値
- リスク計測の頻度…四半期毎
- そ の 他…銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成26年3月期	平成27年3月期		平成26年3月期	平成27年3月期
貸出金	123	96	定期性預金	82	63
有価証券等	788	796	要求払預金	41	43
預け金	21	14	その他	0	0
その他	—	—	調達勘定合計	124	107
運用勘定合計	932	907			
銀行勘定の金利リスク	808	800			

- (注) 1. 銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値として金利リスクを算定しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算出しております。

用語解説

- 金利ショック** 金利の変化(衝撃)のことで、上下200ベース・ポイント(2%)の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。当金庫はこのパーセンタイル値で金利リスク量を算出しています。
- パーセンタイル値** 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。
[算出方法] ①1年前との金利差を最低5年分以上計測し、②当該金利差のデータを小さい方から1%目(例えばデータ総数が1200あれば12個目)に該当するデータが1パーセンタイル値となります。
- コア預金** 明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(平均2.5年)として金融機関が独自に定めます。